

令和4年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年6月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後3時30分開会 午後3時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 19名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 小浜事務局次長 稲場主査 荒主査
正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消について
 - (8) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第4号 あっせん候補者の登録について

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、全員でございます。部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立いたしております。
- それでは、議事録署名委員を指名いたします。
- 15番一宮委員、16番清水委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主 査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページおよび2ページでございます。
- 御審議いただきますのは、全て所有権移転で4件、地区の内訳は東鷹栖地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。
- 内容でございますが、番号1番から番号4番まで全て譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)

- 議長（山田 孝） ありませんね。それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページを御覧ください。
本件の転用目的は、農用地区域内農地において、農業用乾燥調整・精米設備施設及び倉庫を設置するものであります。
続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。
申請地は東鷹栖農村活性化センター野土花から北東へ約1.5kmに位置します。
次に、資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には農業用乾燥調整・精米設備施設及び倉庫、粃殻タンク、除雪スペース、通路が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料7ページの総括表に簡潔にまとめております。詳しくは資料8ページ及び9ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページ番号1を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、農家住宅を建築するものであります。
続いて、議案補足資料10ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR千代ヶ岡駅から北西へ約1.6kmに位置します。
次に、資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には住宅、庭、通路、駐車場が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料12ページの総括表に簡潔にまとめてあ

ります。詳しくは資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、議案の5ページ 番号2を御覧ください。

本件の転用目的につきましても、甲種農地において、農家住宅を建築するものであります。

続いて、議案補足資料15ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR東旭川駅から南西へ約3kmに位置します。

次に、資料16ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には住宅、通路、駐車場、屋根雪落下スペース、雪捨て場、作業場が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料17ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料18ページ及び19ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありません、ということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし31ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、利用権設定賃貸借が62件で、合計は64件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、東鷹栖地区が1件、永山地区が1件でございます。

賃貸借の62件につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区3件、江神地区6件、西神楽地区4件、東旭川地区47件となっております。

集積面積は、所有権移転が3.9ha、利用権設定の賃貸借が124.8ha、合計128.7haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設

定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃貸借の番号7番につきましては、佐藤委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（佐藤 慎二） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の12ページ、賃貸借の7番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号7番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号7番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（佐藤 慎二） （着席）

○議長（山田 孝） 佐藤委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、賃貸借の番号46番ないし56番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（鹿野 直子） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の24ページないし28ページ、賃貸借の番号46番ないし56番につきましては、借主を変更する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号46番ないし56番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号46番ないし56番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（鹿野 直子） （着席）
- 議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番および2番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
このうち番号1番につきましては、あっせん委員会は本年1月13日に開催しておりますが、対象農地の一部が農振白地であったことから、5月末の農振農地への編入完了後に農用地利用集積計画を公告することで進めていたものであります。
このたび、5月31日付けで農振農地への編入が完了しましたことから、本部会で御審議いただくものであります。
利用権設定の内、議事参与制限の12件を除いた賃貸借50件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が41件、借主変更が1件、解約再設定が3件、稼働力不足を理由とした新規案件が5件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番及び2番、賃貸借の番号1番ないし6番、8番ないし45番、57番ないし62番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。
議案の該当ページは33ページ及び34ページでございます。
永山地区で2件、江神地区及び東旭川地区で各1件、合計で4件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査）

事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは35ページないし40ページでございます。

本件につきましては合計7件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区3件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議 長（山田 孝）

次に、日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取消について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲 場 主 査）

事務局。

日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を御説明いたします。議案の該当ページは41ページでございます。

本件につきましては、令和3年3月19日に駐車場の敷設を転用目的とし北海道から許可がありましたが、その後、申請者から許可の取消願の提出があり、令和4年1月25日に許可権者である北海道に進達したものであります。

この案件につきましては、令和4年5月13日に北海道から農地転用許可に係る転用計画の中止を理由とした取消願についてはやむを得ないと認められ、許可を取り消す旨の通知があったため御報告いたします。

なお、該当農地につきましては、議案28ページ、賃貸借の55番で審議していただきましたとおり、第三者に賃借権を設定することとなっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんね。それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。
日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは43ページないし53ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で18件、合計で23件ございました。
これらの案件につきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲 場 主 査） 事務局。
日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の55ページを御覧ください。
本件につきましては、永山地区で1件の申出があり、議案にあります名簿

登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を閉会いたします。